

生活保護費の紛失及び生活保護費の過支給等に関し、議会をはじめ市民の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、改めて、経過及び対応等について、ご報告をいたします。

まず、「生活保護費の紛失」についてです。

平成24年12月28日に、生活保護被保護者が入所するホームの職員から、「当該被保護者に支給されるべき生活保護費が届いていない。」と、本市の健康福祉部福祉総務課の生活保護担当者に連絡がありました。

これは、当該被保護者に支給されるべき生活保護費29万1,143円で、同年12月14日に会計管理者から現金で受け、同日現金書留で送付すべきものでしたが、同日以後の現金書留の発送記録を確認したところ、発送されていないことが判明いたしました。

そこで、福祉総務課内に当該被保護者に支給すべき生活保護費が残されていないか、同年12月28日夕刻から職員全員で、キャビネット、ロッカー等を検索し、また、平成25年1月4日、7日にも改めて検索をいたしましたが、発見できませんでした。

このことから、内部調査を行うとともに、盗難等の可能性も考えられることから、多摩中央警察署に相談をし、被害届を提出しましたが、現在に至るまで被疑者は特定されておらず、現金も発見されていない状況です。

このような経過において、現金の紛失という事実については、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触することから、当該部署の事務担当責任者である課長を懲戒戒告処分といたしました。

あわせて当時の上司についても文書による訓告としたものです。

次に、生活保護ケースワーカー2名による生活保護費の過支給及び支給漏れについてです。

平成25年11月19日、生活保護ケースワーカーである職員Aの担当する

被保護者から「数年前から収入申告に伴う支給額の決定通知書が届いていない」旨のメールが市宛に届きました。

翌20日始業前、査察指導員がメールを確認し、生活支援担当課長へ報告を行い、即時に職員Aにメールの内容について事実関係を確認したところ、収入申告書類を適正に処理していなかったという事務懈怠が判明しました。

そのため、職員Aが担当するケース全件につき早急に詳細な調査を実施することを決定しました。その際、生活保護ケースワーカーの全職員に対し、同様な事案がないか確認したところ、職員Bが事務懈怠を告白したことから、併せて職員Bが担当するケース全件についても調査を実施することを決定しました。

この時点で職員A及び職員B以外のケースワーカーについては、このような不適正処理はないことを確認しております。

平成25年11月21日から同23日まで、生活支援担当課長、査察指導員、全ケースワーカーにより、職員A及び職員Bの担当するケース全件について調査を実施しました。

その結果、職員A及び職員Bそれぞれについて不適正処理と思われる事案が複数発覚しましたので、監督官庁である東京都福祉保健局保護課に直ちに問題発生を報告しました。

全件調査の結果を受け、平成25年11月24日から平成26年2月21日までの間、不適正処理が発覚した被保護世帯について、是正に必要な書類の収集、就労先や金融機関等への調査、適正な生活保護費の再計算等を全ケースワーカーで分担して行い、過支給額及び漏給額を算出しました。

平成26年2月19日及び翌20日には、東京都福祉保健局保護課による特別指導検査が実施され、ケース記録や挙証資料をもとに、市の行った調査や再計算結果等の妥当性についての検証が行われました。なお、特別指導検査とは、監督官庁である東京都が毎年定例で行う指導検査とは異なり、著しい不適正や事務遅滞等が認められる場合に指導、改善のために実施されるものです。

先に実施された特別指導検査の結果について、個別のケースにつき修正や追

加の確認事項等の勧告及び個別助言を記載した平成26年3月31日付東京都福祉保健局保護課通知に基づき、平成26年4月10日に再計算を開始しました。

平成26年5月2日に東京都福祉保健局保護課へ、再計算の結果を通知し、同月26日、市の報告結果の内容を了承する旨、同課より連絡を受け、職員A及び職員Bそれぞれの担当ケースの過支給額及び漏給額が確定しました。

このような経緯を経て確定した、職員A及び職員Bそれぞれの過支給額及び漏給額は、職員Aについては漏給額96万9,523円、過支給額1,342万9,242円、職員Bについては漏給額494万6,410円、過支給額2,602万4,929円となります。

この生活保護費の過支給額については、まず、過支給の対象世帯へ、生活保護法に基づく返還請求に応じていただくようお願いしてまいります。

過支給の世帯で、一括返還が難しい世帯の方々には、生活保護の趣旨に鑑み、個別の生活状況に十分配慮した上で、引き続き丁寧に説明し、ご理解をいただいたうえで、分割納付により返還いただくようお願いしてまいります。

しかし、生活保護費が最低生活費であることから、生活保護法による返還手続では回収困難あるいは回収するまでに相当長期間を要することが見込まれます。なお、職員A及び職員Bより自主的に弁済をしたいとの申出を受けております。

納税者である市民の皆様、対象となる被保護者の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたしますとともに、過支給額相当額の損失回復に向けて引き続き対応してまいります。

職員の事務懈怠等による生活保護費の過支給及び支給漏れは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び多摩市職員服務規程第2条（サービスの原則）に抵触するため、当事者2名をそれぞれ停職6ヶ月の懲戒処分とするとともに、

その上司についても指導監督不適正により、1名を減給10分の1、1ヶ月また3名を戒告懲戒処分といたしました。

さらに、当時の上司6名についても文書による訓告としました。

あわせて、この不祥事を厳粛に受け止め、市政を預かる責任者としての私と事務の総責任者としての副市長の6月分の給料を10分の1減額する条例を専決処分したことをご報告申し上げます。

今回、このようなことが連続して発生したことを重く受け止め、原因究明及び今後の事務執行のあり方について、第三者による検討委員会を発足させ、客観的な検証を行い、再発防止に関する意見をいただくとともに、信頼回復に向け組織一丸となって取り組んでいく所存です。

誠に申し訳ございませんでした。

以上をご報告申し上げ、市長行政報告といたします。

(平成26年第2回多摩市議会定例会)